

行橋市広域消費生活センター

# 消費生活センターニュース

令和4年2月号

シロアリ駆除の高額契約 ～無料点検と言いつつも～

**業**者が「近所まで来たので、シロアリの**無料点検を行います**」と訪問してきた。しつこく何度も勧められたので点検をお願いした。点検の結果、**シロアリ被害が進んでいる**と言われ、**断り切れずに高額な契約を結んでしまった**。というような、シロアリ駆除業者とのトラブルについてです。

「無料で点検する」といって業者が来訪した場合でも、必要がなければきっぱり断りましょう。判断がつかない場合はその場で決めずに、**家族など周囲の人に相談しましょう**。

訪問販売の場合、契約をしても、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。お困りの際は、消費生活センターに相談しましょう。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。